#### ≪CHAdeMO協議会第23回「整備部会」ご説明資料≫

# 次世代自動車充電インフラ整備事業における従業員向け駐車場の扱いについて

平成26年12月18日

一般社団法人 次世代自動車振興センター

# 目 次

- 1. 充電インフラ補助制度の概要
- 2. 従業員向け駐車場の扱いについて
- 3. 申請に必要な書類について
- 4. 従業員向け駐車場の申請要件
- 5. まとめ連絡先など

## 1. 充電インフラ補助制度の概要

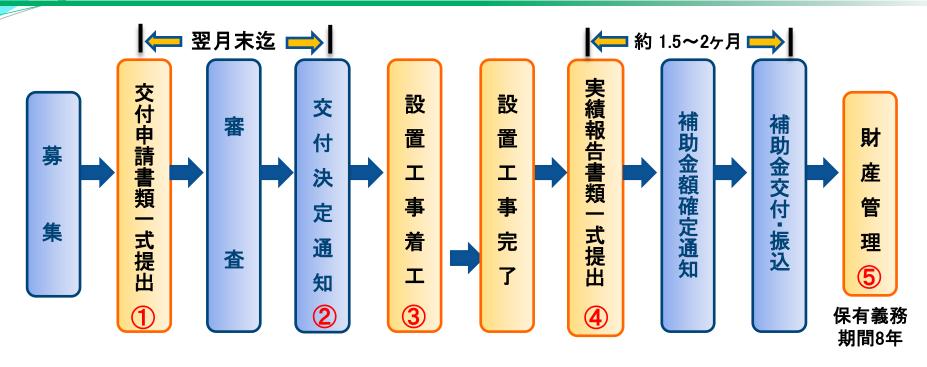
#### (1)制度のスキーム

- ・目的: この補助金制度(次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金)は、次世代自動車用充電整備の設置に関する補助等の事業を行うことにより、設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図ることを目的とします。
- ・補助対象/補助率 :以下の4つの事業区分に応じて、新たに充電整備を購入・設置を行う方に対して、補助金が交付されます。補助金の予算は、1,005億円。

事業名	概要	補助対象	補助率
第1の事業	自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン <sup>(注1)</sup> に基づき、かつ公共性を有する充電設備の設置	充電器の購入費および設置工事費	2/3
第2の事業	ビジョンには基づかないものの、公共性を 有する充電設備の設置	充電器の購入費および設置工事費	
中3(1) 生主	共同住宅の駐車場および月極め駐車場 等へ設置する充電設備の設置	充電器の購入費および設置工事費	1/2
第4の事業	上記以外の充電設備の設置	充電器の購入費	

(注1)都道府県及び高速道路会社が、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に必要な充電設備を計画的に配備するために適切な設置場所、充電器の種類と基数又は箇所数を示した、次世代自動車振興センター(以下「センター」という)が認めたものです。

# (2)申請から補助金交付までの流れ



- ① 補助金交付申請の期間は、平成25年3月19日(火)~平成27年2月27日(金)(センター必着です。消印 有効ではありません。)
- ② 交付決定通知は、原則として申請書類一式がセンターに<mark>到着した日の翌月末</mark>となります。但し、申請書不備などにより審査に時間を要するものはこの限りでありません。
- ③ 第1~第3の事業の設置工事着工は、交付決定通知の発行日以降に行ってください。
- ④ 実績報告書類一式は設置工事完了日、又は補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内 (但し、第3の事業は遅くても平成29年4月28日まで)に提出する必要があります。
- ⑤ 財産管理:補助金を利用して設置した充電設備は、8年間の保有義務があります。設置工事終了後8年以内に処分する場合は、事前にセンターに財産処分承認申請書を提出してセンターの承認を得る必要があります。場合によっては補助金の返納義務が発生します。

## (3) 充電器の補助金額

#### 充電器の 補助金額

#### 以下の①、②のいずれか、低い方

①充電器の購入費(消費税抜き)×補助率(2/3又は1/2)

②充電器の充電設備銘柄ごとに定める補助上限額

#### <参考例>

#### 急速充電設備

メーカー名	区分	型式	仕様	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
	50kW以上			900	1,200	1,800,000
	JOKWAL			1,050	1,400	2,100,000

#### 普通充電設備

メーカー名	区分	型式	仕様	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
	普通充電器			200	260	440,000

次世代自動車振興センターHP「充電設備銘柄ごとの補助金交付上限額」に掲載URL http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/hojo\_hosei\_jougen\_meigara.pdf

## (4) 設置工事費の補助金額

・補助対象となる設置工事項目と工事内容は、以下のとおりです。下記工事内容の内、充電設備の設置に必要な工事に係る経費が補助対象となります。なお、他用途に利用するための設置工事費は、補助対象外となります。

補助対象設置工事項目	工事内容
①高圧受変電設備	1)高圧受変電設備の交換・増設・新設 2)高圧受変電設備に係る基礎・アンカーボルト等工事費 3)前記①~②の機器の搬入・据付 4)前記設置に係る人件費
	1)分電盤 2)急速充電器用手元開閉器 3)電源線 4)接地(アース線) 5)前記①~④の電気配線に係る必要部材及び諸工事費 6)前記①~④の機器の搬入・裾付 7)前記設置に係る人件費
③電力供給対応	電柱・柱上トランス・電線等の設置に係る費用(特別措置対応:電力会社への支払い)
④充電器本体据付	1)充電器据付に係る掘削・基礎・アンカーボルト・壁補強及び支柱設置 等の諸工事費 2)前記1)の機器の搬入・据付 3)前記1)~2)に係る必要部材 4)前記設置に係る人件費

- (注4) 新たに建設予定の建物や駐車4)場等で、当該施設全体への電力供給を担う高圧受変電設備を設計変更して、充電設備を設置する場合、当該高圧受変電設備は、補助対象外となります。
- (注5) 新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤を設計変更して、充電設備を設置する場合には、当該分電盤、及びそれに伴う幹線の変更は、補助対象外となります。

# (4) 設置工事費の補助金額

補助対象設置工事項目	工事内容
⑤充電スペース整備	1) 既存路盤撤去・処分費・及び路盤再整備費
り元电スへ一へ登開	2)ライン引き費
	3)前記1)~2)の整備に係る重機及び機材費
	4)前記整備に係る人件費
	1)設置場所案内板 : 第1の事業、第2の事業は必須
	2)路面標示
	3)屋根又は小屋
	4) 予備用コンセント
⑥付帯設備	5) 充電器防護用ポール
	6) 電灯
	7)前記1)~6)の付帯整備設置に係る基礎・アンカーボルト・壁補強
	及び支柱設置等の諸工事費
	8)前記1)~7)の機器の搬入・裾付
	9)前記設置に係る人件費
	1)寒冷及び塩害対策に係る費用
	2)養生・廃棄物処理・既存物移動に係る費用
⑦その他工事に係る	3)現場管理費
費用	4)維材消耗品費
	5)設置時の停電回避に係る費用
	6)設計に係る費用
	7)前記1)~6)に係る人件費

#### 参考) 付帯設備について

#### 付帯設備

①屋根、または小屋

1

小屋については、豪雪、 火山灰等から充電設備を 保護する必要のある場合に 対象となります。

(センターで審査による判断)



例



- ②充電器防護用ポール 急速充電器は消防法にて 設置義務あり。
- ③電灯

充電器を照らすことを 目的に補助の対象。

2



3



#### (4)設置工事の補助金額

工事項目及び工事区分に応じた補助上限額

マンションの駐車場、月極駐車場等への充電器設置の場合

	事業の種類	第1の事業 (補助率2/3)			第2の事業及び第3の事業 (補助率1/2)		
	工事区分	急速充電設備 設置工事 <sup>(注1)</sup>	普通充電設 備設置工事	特別な仕様に 基づく工事 <sup>(注2)</sup>	急速充電設備設置工事	普通充電設 備設置工事	特別な仕様に 基づく工事 <sup>(注2)</sup>
	①高圧受変電 設備	1,330,000	1,330,000	14,000,000	1,000,000	1,000,000	10,500,000
	②電気配線	1,660,000	1,000,000	6,200,000	1,250,000	750,000	4,650,000
ェ	③電力供給 対応	800,000	適用外	800,000	600,000	適用外	600,000
事項	④充電器本体 据付	400,000	130,000	400,000	300,000	100,000	300,000
目	⑤充電スペー ス整備	1,330,000	1,330,000	1,660,000	1,000,000	1,000,000	1,250,000
	⑥付帯設備	2,230,000	2,230,000	2,830,000	1,670,000	1,670,000	2,120,000
	⑦その他工事 に係る費用	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
工	事区分に応じた 補助上限額	7,630,000	6,690,000	25,430,000	5,720,000	5,020,000	19,070,000

- (注1) 一つの工事において、急速充電設備と普通充電設備を同時に設置する場合は、急速充電設備設置工事の上限額を適用。
- (注2)特別な仕様に基づく工事とは、当該設置場所を管轄する国・自治体等が充電設備について特別に適用を指示する規格 及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。(空港、高速、フェリー、文化 遺産等を想定)

#### (4)設置工事の補助金額

- ・第3の事業(共同住宅の駐車場及び月極駐車場等への充電器の設置)の場合
- 金額は「消費税抜き」となります。

算出方法	以下の エとオ のいずれか低い方(注1)
ア	補助対象設置工事項目の設置工事費 × 補助率(1/2)
1	補助対象設置工事項目①~⑦ごとに定める補助上限額
ウ	アとイのいずれか低い方を、「工事項目別補助金額」とする
エ	ウで算出された ①~⑦の「工事項目別補助金額」の合計金額
才	工事全体に対して「事業の種類」毎に定める工事区分(注3)に応じた補助上限額

注1: 算出された補助金額は、最終的に1万円未満を切り捨て、補助金交付額とする。

注2: 工事項目毎の補助金交付上限額を超える場合であっても、適切な理由があるときは、センターに「工事項目上限額超過」の申請を行い、承認されれば、工事区分に応じた補助上限額の範囲において補助交付額を認める。

注3:「急速充電設備設置工事」、「普通充電設備・・・」、「特別な仕様に基づく工事」の3区分。

## 2. 従業員向け駐車場の扱いについて

- (1)従業員向け駐車場への充電器設置の対応
  - ●従業員向け駐車場に充電器を設置する場合、第3の事業の 「月極駐車場等」に該当することを明確にし、H26年10月7日 付けでセンターのHPで公表。
  - ●これにより、従業員向け駐車場へ充電器を設置する場合は、 充電器本体価格及び設置工事費の1/2を上限とする補助金 が交付されることを明確にした。
  - ●従業員向け駐車場である事を証明する書類としては、会社と従業員間の駐車場借用契約、会社の駐車場利用ルール・社員の利用申請書・使用許可書の組合せなどでも可。

# 2. 従業員向け駐車場の扱いについて

(1)従業員向け駐車場への充電器設置の対応

	会社非所有の土地	会社所有	すの土地
	安仏非別有り上地	賃貸契約有り	賃貸契約無し
第3の事業として 認められるか			$\triangle$

	会社と従業員間での契約無し			
従業員向け駐車場規則、 ルール等の有無	有り	無し		
規則・ルール等を 後日提出可能か	_	町	不可	
第3の事業として 認められるか			×	

## 2. 従業員向け駐車場の扱いについて

- (1)従業員向け駐車場への充電器設置の対応
  - \*会社非所有の土地を使用の場合は、土地所有者と会社間で賃貸借契約が締結されていることが必要。
  - \*会社と社員間の契約は、有償・無償を問わない。

#### (注)従業員向け駐車場規則・ルール

- ・会社が特定の社員に会社が所有又は管理している駐車場を貸し出 すことが示されていることが必要。(規則と駐車場利用申請書の組み 合わせでも可)
- ・貸出期間、貸し出す駐車場(複数台数分の駐車スペースを特定の社員に割り当てられていることでも可)が明記されていること。

# 3. 申請に必要な書類について

申請時に必要な書類(月極駐車場等への充電器設置の場合)

- ① 申請書(第3の事業用申請書:様式1-3)
- ② 申請者本人確認資料(運転免許証、登記簿謄本など)
- ③ 充電器購入の見積書など
- ④月極駐車場である事を証する書類
  - ア)月極駐車場等の借用契約書のコピー
  - イ)上記契約書の提出ができない場合は、センター指定の誓約書 (様式5)

本誓約書を提出した場合は、ア)の提出が可能になった時点で、 速やかに(様式27) に添付して契約書等を提出する必要がありま す。

# 3. 申請に必要な書類について

- ⑤ 設置工事に関する提出書類
  - ア) 見積書(センター指定;様式4)
  - イ)設置工事業者提出の見積書 (設置工事者が申請者に提出する工事全体の見積書)
  - ウ) 要部写真
  - 工) 平面図
  - オ) 設置場所見取り図
  - 力) 電気系統図
  - キ) 高圧受変電設備の仕様書(工事内容によって提出)
  - ク) 分電盤の仕様書
  - ケ) 配線ルート図
  - コ) 電力供給対応にかかる請求書(工事内容によって提出)

# 3. 申請に必要な書類について

#### 様式5

(様式5)

設備設置(平成24年度補正)

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金 第3の事業実施に係わる誓約書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター

代表理事殿

申請者 住所 〒

氏名又は名称 及び代表者名(法人)

\_ 印

充電設備設置場所 住所 〒

私(申請者)は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金業務実施細則(別表2) に規定する「充電設備の設置場所が共同住宅または月極駐車場等であることを証する書類」 の提出ができませんので、以下の内容について誓約いたします。

記

- 1.「充電設備の設置場所が共同住宅または月極駐車場等であることを証する書類」の提出が 可能となった場合には、速やかにセンターへ提出します。
- 2. 上記充電設備設置場所等は、以下にチェックした事項で間違いありません。

共同住宅への充電設備設置の場合	✓欄	
1. 補助金申請する充電設備の設置場所は、共同住宅の敷地内にある。		
		いいえ
2. 共同住宅は、新築または既築の区分は右記のとおりである。		
2. 共同性宅は、利業または民業の区分は石記のとおりである。		既築
3. 共同住宅は、分譲または賃貸の区分は右記の通りである。		
		分譲

月極駐車場等への充電設備設置の場合	/	欄
1. 充電設備を設置する駐車場は、賃貸である。(法人による事業従 事者への使用許可を含む。)	□ はい	□ いいえ
2. 賃貸契約での賃貸期間は、1か月以上の期間となっている。	はい	いいえ

3. 本誓約した内容に間違いがあることが判明した場合は、補助金が交付されないこと、または交付されている場合は、交付された補助金を全額返却することを承諾いたします。

以上

#### 様式27

(様式27)

設備設置(平成24年度補正)

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金 第3の事業に関する共同住宅・月極駐車場等証明書提出書

届出日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

(申請者)

住 所干

氏名又は名称	
及び代表者名	申

下記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けた次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の第3の事業に関し、先に誓約書を提出しておりましたが、充電設備の設置場所が共同住宅の駐車場または月極駐車場等であることを証する書類を入手しましたので、下記書類を提出致します。

		記
1.	交付決定番号	

2. 提出書類

共同住宅への充電設備設置の場合の書類	✓願います
1. 建築確認通知書、建築基準法第6条第12項記載の確認済証など で共同受託であることが明記されている書類のコピー	. 🗆
2. 共同住宅の賃貸借契約書のコピー	. 🗆

月極駐車場等への充電設備設置の場合の書類	✓願います
1.月極駐車場等の賃貸借契約書または使用許可書など法人による事	_
業従事者に対する使用許可を証する書類のコピー	U

以上

# 4. 従業員向け駐車場の申請要件

## 申請要件

- ① 今後、新設される充電設備(中古品を除く)であること。
- ② 従業員向け駐車場である事を証明可能な書類をセンターに提出できること。
- ③ 充電設備の利用者が従業員向け駐車場を借用している者に限られること。
- ④ 補助金の申請書が平成27年2月27日までにセンターに提 出可能なこと。
- ⑤ 充電設備の設置及びその支払が平成29年4月28日まで に完了する見込みであり、かつ同日までにセンターに実績 報告書の提出が可能であること。

## 5. まとめ連絡先など

- ●将来の地球温暖化防止に向けたEV・PHVの普及のためには、急速・普通充電器の設置促進が必要です。特にマンション等の駐車場への充電設備の設置は、基礎充電となるため、特に重要です。
- ●充電器の補助があるこの機会に、充電インフラの普及促進にご協力 頂きたくお願い致します。

申請書の提出期限は、平成27年2月27日です。

> 申請書送付先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-12 大手町建物虎ノ門ビル2F 一般社団法人 次世代自動車振興センター 充電インフラ部

▶ お問い合わせ先

充電インフラ部 コールセンター (第3の事業専用) 電話 03-5501-4416(受付時間:平日のみ 9:00~17:00)

> HP: http://www.cev-pc.or.jp